

## 新型コロナウイルスの追加接種について

3回目接種

新型コロナウイルスの2回目の接種が完了してから、原則8か月以上経過した18歳以上の方は、3回目のワクチン接種を受けることができます。3回目の接種の流れは下記のとおりです。

### 1 接種に関する案内を送付します

3回目の接種ができる月の前月下旬に、接種に関する案内を送付します。※6月に2回目のワクチン接種が完了した人は、1月下旬(接種から7か月後)に通知を送付する予定です。

#### ■ コロナワクチン接種に必要な書類が同封されています

- 接種券一体型予診票及び予防接種済証がないと、新型コロナウイルスの追加接種ができません。大切に保管し、接種する際に忘れずに持参してください。

新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)  
※本表内にご記入またはチェックを入れてください。

〒 〇〇〇〇〇 市 〇〇〇 区 〇〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号  
氏名 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇  
性別  男  女  
年齢 〇 歳 〇 月 〇 日 生 (漢)  男  女  
診察科の体系  〇  〇  〇

接種券一体型予診票

新型コロナウイルスワクチン接種済証  
接種済証は必ず保管してください。  
接種を受けるときは、この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。

接種済証の発行は、接種した医療機関で行われます。  
接種済証の発行は、接種した医療機関で行われます。  
接種済証の発行は、接種した医療機関で行われます。

予防接種済証

### 2 接種可能日以降に予約を取ってください

同封されている「予約・接種のご案内」を参考にし、予約してください。施設に入所している人は、施設に問い合わせてください。

#### ■ 次の人は接種券一体型予診票の発行申請が必要です

- 2回目のワクチン接種を受けてから市内に転入した人は、追加接種(3回目接種)の接種券一体型予診票の発行申請が必要です。コロナワクチン接種対策課へ問い合わせるか、ホームページをご覧ください。
- 筑西市でワクチンを接種し、他市に転出した場合は、転出先の市町村に申請が必要です。



## 5歳～11歳以下のワクチン接種について

現在、使用するワクチンの薬事承認申請中であり、実施が決定した際にはホームページや対象者に個別でお知らせします。

## ワクチン接種証明書について

新型コロナウイルスワクチン接種済証又は接種記録書は、ワクチン接種後に全ての人に交付しています。また、海外渡航用の予防接種証明書(通称:ワクチンパスポート)は、本人の申請により発行します。

現在、国で予防接種証明書のデジタル化の準備を進めています。12月20日(月)から実施する予定です。※デジタル接種証明書の取得には、マイナンバーカードが必要です。

**[問]** コロナワクチン接種対策課 (本庁2階) ☎ 22-0506

One Chikusei 新型コロナウイルス感染症関連への寄付



後藤 伸征 様  
RCP ハンドジェル L 500ml  
3,900本

# 新型コロナウイルス 関連情報

12/13  
時点

掲載している情報は国の方針などにより変更になる場合があります。最新情報は、市ホームページをご覧ください。



## ワクチンに関する相談窓口

筑西市コロナワクチンコールセンター  
☎ 0570-666-108 (ナビダイヤル)  
受付時間=午前9時～午後5時 (平日のみ)  
ワクチン接種予約に関する相談に対応します。

茨城県新型コロナウイルスコールセンター  
☎ 029-301-5394  
受付時間=24時間対応  
副反応に関する相談に対応します。

厚労省新型コロナウイルスコールセンター  
☎ 0120-761-770 (フリーダイヤル)  
受付時間=午前9時～午後9時  
ワクチンに関する全般の相談に対応します。

ちくせい健康ダイヤル24  
☎ 0120-08-2941 (フリーダイヤル)  
受付時間=24時間・年中無休